

定 款

公益社団法人 石川県植物防疫協会

公益社団法人 石川県植物防疫協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人石川県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民生活に不可欠な食料を安定的に生産するのに必要な病虫害及び雑草の防除が石川県において安全かつ適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進し、安全で安心な農作物生産と環境に配慮した持続的な農業の発展をはかり、もって石川県民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病虫害及び雑草の防除に関する相談、研修会、情報提供、農薬の適正な使用並びに保管法の啓発、無人ヘリコプター防除の安全講習会等により、安全で効率的な防除を推進する病虫害等防除推進事業
- (2) 新規に登録された農薬が、石川県内の各地において安定した効力を発現し、病虫害及び雑草の防除を的確に実施できる普及性の高い薬剤であるかどうかを検証する現地適応性試験、並びに開発未登録農薬の実用性に関する圃場試験を実施する農薬試験事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の第1号及び第2号の事業は、石川県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 石川県内の植物防疫に関係する団体で、この法人の事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 農薬及び農業生産資材の製造販売業者等で、この法人の趣旨に賛同して入会したもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員または賛助会員になろうとするものは理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動の費用に充てるため、正会員または賛助会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員または賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 正会員または賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員または賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員及び賛助会員が解散したとき。

(会費の不返還)

第11条 会員資格を喪失した会員が納入した会費は返還しない。

第4章 役員

(役員の設定)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長理事 1名
- (2) 副会長理事 1名
- (3) 理事 5名以上9名以内（会長理事及び副会長理事を含む）
- (4) 監事 2名

2 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 会長理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長理事は、会長理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第18条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 総会

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員および賛助会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

（開催）

第21条 総会は、毎年1回、事業年度の終了後3か月以内に開催する通常総会と必要に応じて随時、開催する臨時総会とする。

- 2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

（招集）

第22条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

- 2 総議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

（議長）

第23条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

（議決権）

第24条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

（決議）

第25条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 法人の解散
- (5) その他法令で定められる事項

- 3 理事または監事を選任決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。

理事または監事の候補者数が定款に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の

中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第26条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 総会の議事録については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時、場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の名称及び数
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 意見又は発言の内容の概要
- (6) 総会に出席した理事又は監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録作成者の氏名

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が署名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 事業計画及び予算の決議
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会長理事及び副会長理事の選任及び解職
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) その他この法人の業務執行の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長理事が毎事業年度に2回以上招集する。

2 会長理事が欠けたとき又は事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。

3 会長理事（会長理事が欠けたとき又は事故があるときは副会長理事。以下この条において同じ。）以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を会長理事に請求することができる。

（議長）

第31条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

（決議）

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。この場合、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議はできない。

（理事会決議の省略）

第33条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について議決に加わることのできる理事全員が同意書面を提出したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案について理事会の可決決議があったものとみなす。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
 - (2) 招集の請求による理事会招集の場合は、招集の請求をした理事又は監事による理事会招集であることの旨
 - (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議長の氏名
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果
 - (6) 意見又は発言の内容の概要
 - (7) その他法令で定める事項
- 2 当該理事会に出席した会長理事および監事は、前項の議事録に署名押印する。
- 3 前条の理事会決議の省略があった場合は、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に当たった理事の氏名
- 4 理事又は監事が、理事会に報告すべき事項について、理事及び監事の全員に対して通知する

理事会報告の省略があった場合は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に当たった理事の氏名

第7章 幹事会及び試験委員会

(幹事)

第35条 この法人に、若干名の幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、理事会の承認を経て会長理事が委嘱する。

(幹事会)

第36条 幹事会は、会長理事が招集する。

- 2 幹事会は、この法人の業務運営計画等の諮問事項について審議し、その結果を参考意見として会長理事に提出する。

(試験委員会)

第37条 この法人に、試験委員会を置く。

- 2 前項の委員会に、理事会の承認を経て会長理事が委嘱する10名以内の委員による委託試験部会及び実験展示圃部会を設置することができる。
- 3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を会長理事に提出する。
 - (1) 農薬試験事業の実施計画案の策定
 - (2) 実施結果の検討及び要約案の策定
 - (3) その他農薬試験事業の目的を達成するために必要な事項の検討
- 4 第1項の委員会の運営細則は理事会において定める。

第8章 顧問および参与

(顧問)

第38条 この法人に、顧問1名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 3 顧問は、理事会の推薦により、会長理事が委嘱する。
- 4 顧問の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

(参与)

第39条 この法人に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、この法人の業務執行上の重要事項について、理事会に意見を述べるができる。
- 3 参与は、理事会の推薦により、会長理事が委嘱する。
- 4 参与の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

第9章 資産および会計

(資産)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるもので構成される。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始前日までに、会長理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に報告し、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録については、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書
- (4) 財産目録

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿についても主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載する。

(特定費用準備資金の管理)

第46条 特定費用準備資金の管理は別途、理事会で定める手続きによる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更は、総会において正会員の3分の2以上の多数をもって議決したうえ、公益目的事業の種類又は内容、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に規定する事項の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く）の場合は、石川県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の定款変更の場合は、その旨を石川県知事に届出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会の承認を経て会長理事が任免する事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長理事の命によりこの法人の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は矢田富郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

平成22年4月1日から適用
平成23年5月30日一部変更
平成26年6月24日一部変更
令和2年8月28日一部変更